



平成29年 3月17日

各 位

会社名 トミタ電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 神谷 哲郎  
(JASDAQ・コード番号 6898)  
問合せ先 取締役管理本部長 神谷 陽一郎  
(TEL 0857-22-8441)

## 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年3月17日開催の取締役会において、平成29年4月26日開催予定の第66期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所（JASDAQ）に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式を、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的に、株式の併合を行うものであります。

##### (2) 株式併合の内容

###### ① 併合する株式の種類

普通株式

###### ② 併合の方法・比率

平成29年8月1日をもって、平成29年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

###### ③ 減少する株式数（普通株式）

株式併合前の発行済株式総数（平成29年7月31日現在）	8,169,793 株
株式併合により減少する株式数	7,352,814 株
株式併合後の発行済株式総数	816,979 株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式数および株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

###### ④ 株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年1月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

保有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
全株主	700名 (100.00%)	8,169,793株 (100.00%)
10株未満所有株主	20名 (2.86%)	42株 (0.00%)
10株以上所有株主	680名 (97.14%)	8,169,751株 (100.00%)

(注) 現在10株未満の株式のみご所有の株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 株式併合の条件

平成29年4月26日開催予定の第66期定時株主総会において、本株式併合に係る議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

## 2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. 株式併合 (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成29年8月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成29年4月26日開催予定の第66期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 株式併合 (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年8月1日をもって効力を生じる旨の附則第2条を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

## (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,600万</u> 株とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略) (新 設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>160万株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 附則 <u>第1条</u> (監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり) (定款一部変更の効力発生日) <u>第2条 第6条 (発行可能株式総数) および第7条</u> <u>(単元株式数) の変更は、平成29年8月1日</u> <u>をもって効力を生じるものとし、同日をもっ</u> <u>て本附則を削除する。</u>

## (3) 定款の一部変更の条件

平成29年4月26日開催予定の第66期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

## 4. 日程

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日        | 平成29年3月17日      |
| (2) 定時株主総会決議日      | 平成29年4月26日 (予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日     | 平成29年8月1日 (予定)  |
| (4) 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成29年8月1日 (予定)  |
| (5) 定款の一部変更の効力発生日  | 平成29年8月1日 (予定)  |

(注) 上記の株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は、平成29年8月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成29年7月27日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。

(添付資料)

【ご参考】 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

以 上

## 【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

### Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

### Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位として用いられている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的を教えてください。

A. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みを進めております。また、証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、売買単位の変更後も投資単位の水準を維持することを目的として、株式併合を実施するものであります。

### Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市場の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の10倍となります。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の10倍となります。

### Q 5. 受け取る配当金はどうなるのでしょうか。

A. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後に配当を行う場合は、併合割合(10株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動などその他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式(1株に満たない株式)につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A. 株式併合及び単元株式数の変更を同時に行うため、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例 1	5,400株	5個	540株	5個	なし
例 2	1,392株	1個	139株	1個	0.2株
例 3	997株	0個	99株	0個	0.7株
例 4	9株	0個	0株	0個	0.9株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例2，3，4）、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、お支払代金につきましては、平成29年10月頃にお支払させていただく予定にしております。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様（上記の例4）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例2、例3、例4の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特に必要なお手続きはございません。

**【お問合せ先】**

当社の株主名簿管理人

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以 上